



保育所・幼稚園等で購入した 日用品、文房具等の購入費用の一部を補助します (実費徴収に係る補足給付 のお知らせ)



特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域型保育事業）を利用する生活保護世帯等の方を対象に、各施設で実費徴収される費用（日用品・文房具・行事費等）の一部を補助する「実費徴収に係る補足給付」について、令和2年度より申請を受付いたします。

1. 対象

次のいずれかに該当する世帯で、町内に住所があり、
保育所・幼稚園等の特定教育・保育施設を利用する園児の保護者
(1) 生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）
(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯



2. 申請方法及び締切日

提出書類

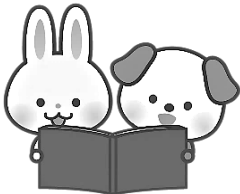
① 実費徴収に係る補足給付費支給申請書（第1号様式）

- ※ お子さん1人につき1枚申請書が必要です。
- ※ 様式は役場 福祉子ども課にあります。



② 給付対象費用の領収書

- ※ 領収書のない申請は、原則受付できません。
発行されていない場合は施設等に発行を依頼してください。



③ 実費徴収額証明書(第2号様式)

- ※ お子さん1人につき1枚証明書が必要です。
- ※ 様式は役場 福祉子ども課にあります。
- ※ 令和2年度において利用されている保育所・幼稚園等の施設長の証明が必要です。

提出先

斑鳩町役場 福祉子ども課 保育係



提出期限

令和 3年 3月 31日（水）



3. 給付対象費用と給付費の額

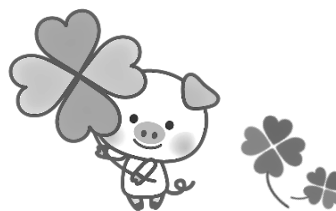
令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った次の費用について、対象の園児一人につき実費の金額を支給します。

給付対象費用	給付費の額
施設に納付している教材費	実際の支払額合計と2,500円に在籍月数（最大12ヶ月）を乗じた額を比較して低い方の額
施設に納付している行事費（誕生会費等）	
園外活動費（バス代等）	
入園・進級に係る用品販売等で購入した物品代	

※ 保護者（PTA）会費は給付の対象となりませんので、ご注意ください。また、対象となる費用の具体例については後記「給付対象となる費用の具体例」をご覧ください。

4. 給付費の支給日

令和 3年 4月 26日（月）

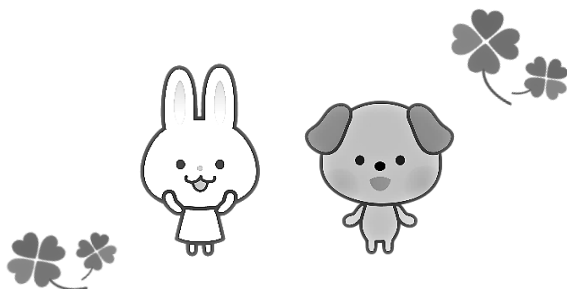


給付対象となる費用の具体例

実費徴収に係る補足給付の対象となる費用の具体例については、下表「給付の対象となる費用、ならない費用の例」をご覧ください。

●給付の対象となる費用、ならない費用の例

対象となる費用	日用品・文房具等の購入に要する費用（道具箱、連絡帳、名札、ゴム印、絵本、楽器、食器、コップ・歯ブラシ、タオル、制服・制帽、体操着・スモック、通園かばん等） おむつや布団のレンタル費用、行事費、園外活動費、送迎バス利用料、日本スポーツ振興センター会費
対象とならない費用	PTA会費、保護者会費、NPO会費、写真代、卒園アルバム代、3歳児以上の主食代、施設設備寄付金、延長保育料、一時預かり保育料、預かり保育料、英語などの習い事費用



【お問い合わせ】

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

斑鳩町役場 福祉子ども課 保育係

TEL：0745-74-1001（内線125）